

会議の名称	(番号) 2 - 15	墨田区入札等外部審査委員会
開催日時	令和元年7月10日(水)午後2時から午後3時25分まで	
開催場所	81会議室	
出席者数	委員 3名 区 14名 事務局 5名	<p>【委員】 碓井光明 阿部かおり 鈴木利治</p> <p>【区】 契約課長 行政経営担当職員 総務課長 総務課庶務係職員 営繕課長 営繕課設備担当主査 障害者福祉課事業者係長 障害者福祉課職員 都市整備課長 都市整備課都市整備・河川担当主査 道路公園課長 教育委員会事務局学務課長 学務課事務担当職員</p> <p>【事務局】 契約係長 契約係主査 契約係担当職員</p>
議題	<p>1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成30年度下半期分)</p> <p>2 入札参加者の指名停止について(報告)</p> <p>3 抽出案件の審査</p>	
配付資料	<p>1 平成30年度下半期発注案件一覧表・受注業者別受注件数等</p> <p>2 入札参加者の指名停止公表資料</p> <p>3 令和元年度第1回墨田区入札等外部審査委員会(平成30年度下半期発注案件分)抽出案件一覧表等</p>	
会議概要	<p>1 報告案件</p> <p>(1) 前回審査委員会の会議概要等の公表について</p> <p>(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成30年度下半期分) 別添資料のとおり、墨田区入札等外部審査委員会の組織及び運営に関する要綱(以下「要綱」という。)第2条第1号の報告を受けた。</p> <p>(3) 入札参加者の指名停止案件 1件</p> <p>2 抽出案件の審査</p> <p>鈴木委員が抽出した次の入札及び契約について、要綱第2条第2号の審査を行った(主な質疑、意見等は、別紙のとおり)。</p> <p>なお、これらの入札及び契約につき、要綱第2条第3号に規定する意見具申を行うべき不適切な点等は認められなかった。</p> <p>(1) 特別区道墨106号路線道路景観整備工事(その3)</p> <p>(2) 文花児童館2階系統空調設備改修工事</p> <p>(3) 墨田区総合運動場施設整備工事に伴う工事監督補助業務委託(その1)</p> <p>(4) 墨田区総合運動場施設整備工事に伴う工事監督補助業務委託(その2)</p> <p>(5) スポーツ健康センター防火設備整備工事</p> <p>(6) 八広一丁目集会所集会室床改修その他工事</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> (7) 銅像堀公園調査設計委託 (8) 旧すみだ中小企業センター改修設計等に伴う現況測量等委託 (9) 特別養護老人ホームなりひらホーム熱源台数制御装置取替工事 (10) 隅田公園再整備工事（その１）に伴う工事監督補助業務委託 (11) 学習机及び椅子の購入 (12) 吾嬭立花中学校新校舎のげた箱外（什器・備品）の購入 (13) 障害者医療費助成制度改正に伴う福祉情報システムの改修及び導入委託 (14) 平成３０年度特別区道墨７号路線の電線類地中化事業の施行に伴う引込及び連系管路工事等の委託 (15) ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託
所 管 課	総務部契約課

1 特別区道墨106号路線道路景観整備工事(その3)

2 文花児童館2階系統空調設備改修工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が高い理由と低い理由は何か。	<p>1の落札率が高いのは、予定価格を公表していること、そして、4者による指名競争入札だったが、3者が辞退又は不参加となり、1者のみが応札していることを考えると、予定価格に対して積算が超過していたが、超過額が少ないため金額を下げて応札したのではないかと推測される。</p> <p>2の落札率が低いのは、空調や電気工事などの設備工事に関しては、取引先との関係により機器等を低額で調達できることがあるため、全体的に落札率が低くなるという傾向がある。</p>
国等の積算基準の単価と市場単価にタイムラグがあるのではないか。	頻繁に改定されており、予定価格とかけ離れているとは思っていない。

3 墨田区総合運動場施設整備工事に伴う工事監督補助業務委託(その1)

4 墨田区総合運動場施設整備工事に伴う工事監督補助業務委託(その2)

委員の質疑、意見等	区の回答等
同一業者で、落札率に差が出る理由は何か。	3については、予定価格を公表していないなか、新規参入業者の意欲の表れであると考えられ、4については、不調後の価格交渉の結果であるため、同じ業者でありながら、落札率に差が出たものである。
2回不調になり、仕様変更したとのことだが、委託できなかったことはないのか。	電気と土木に分けるように仕様変更したので、内容に不足はない。
CM方式(コンストラクションマネジメント方式)なのか。	東京都の積算基準・要領に基づいて発注している。
この案件は、繰越明許なのか。事故繰越ではないのか。	事故繰越ではなく、最初から2か年の契約となっている。

- 5 スポーツ健康センター防火設備整備工事
- 6 八広一丁目集会所集会所床改修その他工事

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が高い理由と低い理由は何か。	5については、設備工事となるため、取引先との関係により機器等を低額で調達できることがあるので、全体的に落札率が低くなるという傾向がある。6については、5者による指名競争入札で、4者が辞退し、1者のみが応札していることを考えると、予定価格に対して積算超過したが、超過額が少ないため金額を下げて応札したのではないかと推測される。
機器等を仕入れて設置する工事の場合、物品の調達と人工の割合はどれくらいになるのか。	工事によっても変わるが、物品の調達の割合が大きい。
塗装工事は、ほとんど人工になるので、落札率69.57%の工事があったが、異常ではないか。	使用する機材がリースではなく、自社所有していたので、落札金額が低額になった。
5については、低入札価格調査は行われたのか。	一定金額以上は制限を設けているが、5については、低入札価格調査の対象ではなかった。
<p>入札金額が低ければいいというものではない。</p> <p>今回の案件は適正に行われているが、将来に渡って、競争が適正に行われるようにしてほしい。</p>	<p>設備工事の場合、1,000万円以上は低入札価格調査を行っている。また、予定価格が200万円以上1,000万円未満については、最低制限価格を設け、一定価格以上でなければ落札できないようになっている。</p>

- 7 銅像堀公園調査設計委託
- 8 旧すみだ中小企業センター改修設計等に伴う現況測量等委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が高い理由と低い理由は何か。	<p>7については、測量をした上で設計を行うものとなっており、測量が大部分を占めている。予定価格は公表せず、システムで積算しているが、測量部分については民間に出回っている同様のシステムの積算と近い数字になるため、予定価格と近い契約金額になったと推測される。</p> <p>8については、主管課が日ごろ工事を担当している部署ではないため、業者から見積りを徴取して予算額を設定したが、本件については、下見積</p>

	りをとった後、実際には測量面積を増加して発注することとなり、予算を増額したが、その増額幅のほうが入札額の増加よりも大きかったためであると推測される。
同じ業者でも、落札率に差があるのは何故か。	システムで積算する工事課と、システムを使用しない工事課ではない課とで、差が出てしまう。
工事課でない課は、工事課に依頼しないのか。	通常工事課に委任するが、計画にないものが急に必要になると委任できないこともある。すべてではない。

9 特別養護老人ホームなりひらホーム熱源台数制御装置取替工事

10 隅田公園再整備工事（その1）に伴う工事監督補助業務委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が100%近くになっていないのは、何故か。	<p>9については、熱源台数制御装置の機器が特殊なもののため、機器部分について業者から見積りを聴取し、諸経費等はシステムで積算したが、この部分は公表していないため、諸経費の差で落札率が100パーセント近くにならなかったものと推測される。</p> <p>10については、見積りを取るのではなく、東京都の単価を元にしたシステムで積算したものを予定価格としているが、これも公表していないため、企業努力により契約金額が低くなったものと推測される。</p>

11 学習机及び椅子の購入

12 吾嬭立花中学校新校舎のげた箱外（什器・備品）の購入

委員の質疑、意見等	区の回答等
同一業者で、落札率に差が出る理由は何か。	11については、毎年計画的に同仕様のものを購入しているため、過去の落札額から積算しておおよその予定価格を導き出すことができるものと考えられるが、それに対して、12は、新校舎用の多岐に渡る物品のため、予定価格と落札金額に差が出たものと推測される。

- 13 障害者医療費助成制度改正に伴う福祉情報システムの改修及び導入委託
- 14 平成30年度特別区道墨7号路線の電線類地中化事業の施行に伴う引込及び連系管路工事等の委託
- 15 ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託

委員の質疑、意見等	区の回答等
落札率が高い理由は何か。	業者の見積金額を予定価格の参考としたため、予定価格と落札金額がほぼ同額となっている。
相手の言い値で予定価格を定めているのか。	見積金額が適正であるかは、チェックしている。
この案件の見積金額が適正であるかは、どう判断しているのか。チェックした経緯を記録として残したほうがよい。	13については、他区の状況を確認している。14については、設計審査を受けて積算した金額となっている。15については、1kgあたりの単価が決まっている。
13については、改善すべき点として、見積書を徴取するのはやむを得ないが、見積金額の適正さを確認する方法について、検討してほしい。	
PCB廃棄物は、まだ残っているのか。毎年同じ量を廃棄しているのか。	ポリ塩化ビフェニルは、昭和49年に製造・輸入・使用が禁止されている。処分については、特措法が平成28年度に改正になり、計画的に処分することになり、3年計画で処理をしている。平成30年度は2年目となる。高濃度のものから廃棄しており、昨年で47%廃棄処理が終了した。